R05-24　令和５年度版　農家のためのなんでもわかる農業の税制　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税目等 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| ２所得税 | １　所得税のあらまし  ６　農業所得計算の特例  　１）農業経営基盤強化準備金制度  　２）肉用牛の売却による農業所得の課税の特例  　３）青色申告者の特別償却など  　　　（１）中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除  ７　農地を譲渡した場合の所得税  　１）長期譲渡所得の課税の特例  　　（２）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合  　６）特定の事業用資産の買替えの特例  ７）事業用資産の交換をした場合の特例  　　（２）租税特別措置法の規定による特例 | ・復興特別所得税の税率引き下げと、その分を他の財源充てる旨を追記  ・適用期限の延長  （令和５年３月31日→令和７年３月31日）  ・対象者を変更  　（人・農地プランにおける地域の中心経営体→地域計画の区域内において農業を担う者）  ・令和5年度税制改正において、取得価額が30万円未満の資産が除外された旨を追記  ・適用期限の延長  　（令和５年→令和８年）  ・適用期限の延長  　（令和５年３月31日→令和７年３月31日）  ・適用期限の延長  　（令和５年12月３１日→令和７年12月31日）  ・適用期限の延長  　（令和５年12月31日→令和８年12月31日）  ・適用期限の延長  　（令和５年12月31日→令和８年12月31日） |
| ３法人税 | ４　農業経営を行う法人の取得に対する特例    ６　農事組合法人の税務  　５）不動産取得税  ７　農業経営を行う法人に係る税制上の特例措置 | ・適用期限の延長  　（令和５年３月31日→令和７年３月31日）  ・対象者を変更  　　（市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる認定農地所有適格法人→地域計画の区域内において農業を担う者）  ・令和5年度税制改正において、取得価額が30万円未満の資産が除外された旨を追記  ・適用期限の延長  （令和５年12月３１日→令和７年12月31日）  ・特例内容を最新版に差し替え |
| ４相続税 | ２　相続時精算課税制度  　　（４）令和５年度税制改正において相続時財産課税制度について、次の見直しが行われました  ４　農地等に係る相続税の納税猶予制度 | （新規）  ・課税価格基礎控除110万円の控除、相続税の課税価格への加算期間等の見直しについて追記  ・農業投資価格の更新 |
| ７登録免許税 | ２　農地等について課税の特例  　２）租税特別措置法の規定に基づく特  　　例 | ・適用期限の延長  　（令和５年３月31日→令和８年３月31日）  ・対象者を変更  　（農業経営基盤強化法に規定する利用権設定等促進事業→農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進事業） |
| ８消費税 | ３　消費税の軽減税率制度  　３）適格請求書保存方式の導入等  　　⑥適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しが行われます。 | （新規）  ・令和５年度改正の内容を反映 |
| ９石油石炭税 | ２　石油石炭税の免税及び還付 | ・適用期限の延長  　（令和５年３月31日→令和10年３月31日） |
| 14不動産所得税 | ２　農地等について課税の特例  　２）軽減措置 | ・適用期限の延長  　（令和５年３月31日→令和７年３月31日） |
| 資料 | 税制改正主要事項 | ・令和5年度版に差し替え |

※）上記の他にも番号ずれの修正や表記の見直し等を行っています。